

パブリックコメント手続き結果概要

1. 案件名

「交野市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（案）に規定する訪問型サービス及び通所型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（案）について」

2. 実施機関（担当所管課等）

- (1) 名称 : 交野市福祉部福祉総務課
- (2) 所在地 : 〒576-0034 交野市天野が原町5丁目5番1号
- (3) 電話番号 : 072-893-6400

3. 概況

- (1) 意見等募集期間 : 開始 平成28年8月22日（月）から
終了 平成28年10月5日（木）まで
- (2) 結果周知手段 : 交野市ホームページ
- (3) 結果資料公表場所 : 交野市ホームページ、情報公開コーナー、
実施機関（担当所管課等）の事務所

4. 受付した意見等の件数

合計 2件 （延べ10件）

5. 受付した意見等の結果

- (1) 全般に関する意見 1件
- (2) その他、パブリックコメント対象外意見 9件

合計 10件

6. 意見等に対する考え方・対応

(1) 全般に関する意見

意見等の概要	意見等に対する考え方	件数
<p>介護サービスの提供者は、介護必要者の日常を把握しながら、介護や日常生活支援を行い、重度化を防ぎ、また自立への助けを行うものであり、きわめて専門性が必要とされるものである。</p> <p>今回、交野市の総合事業実施（案）では、現行サービスを緩和した訪問型サービスA・通所型サービスAを行うとしている。このことは、サービスの低下につながる。</p> <p>訪問型サービスAでは、訪問介護員等の員数として、市が実施する研修を受講したのも認めている。</p> <p>サービス提供責任者に於いても、市が実施する研修を受講したのも認めるなど</p>	<p>より専門的な支援が必要な場合は、現行相当サービスを利用することもできるため、基準を緩和したサービスにおいては基本的に「自立」されているが、一部において支援が必要な状態の方（要支援認定者以外）の利用も考えられるため、多様なニーズに応えられるように基準を緩和したところです。</p> <p>訪問型サービスAの訪問介護員等については、市が実施する研修において利用者へ配慮すべき点、サービス提供時の留意点等の内容を理解していただくことで、最低限サービス提供に係る基本的な事項につ</p>	1件

<p>大幅な緩和が行われている。 これで、介護必要者に専門的立場からサービスが提供できるか疑問である。このような体制では、介護の重度化が心配となる。</p> <p>通所型サービスAでは、生活相談員・看護職員・機能訓練指導員を配置しなくてもよい基準となっている。また、介護職員は介護必要者15人以上の人数規定をなくしている。</p> <p>さらに、設備では食堂・機能訓練室・静養室・相談室・事務室の設置基準を廃止している。</p> <p>このような緩和で、介護必要者に責任をもってサービスを提供できるのか、はなはだ疑問である。</p>	<p>いては、対応が可能と考えます。</p> <p>また、通所型サービスAについては、提供するサービス内容を選択できるようにしたことに伴い、その内容によって必要な人員及び設備が異なってくる可能性があるため、指定基準（案）の内容をお示ししたところです。</p> <p>したがいまして、提供サービスの内容によって必要な人員及び設備の設置は必要であり、ただ単に廃止という内容ではありませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	
--	--	--

(2) その他、パブリックコメント対象外意見

意見等の概要	意見等に対する考え方	件数
<p>交野市介護予防・日常生活支援総合事業が来年4月1日から実施されるにあたり、実施要綱（案）のパブリックコメントが行われた。</p> <p>今回、総合事業実施要綱（案）に規定する事業の人員、設備及び運営に関する基準（案）のパブリックコメントを実施するとしている。</p> <p>総合事業の実施にあたってのパブリックコメントは、個々バラバラに実施されれば全体像が把握しにくい。従って、全体を詳しく説明する実施要綱（案）を示してパブリックコメントを行うべきと考える。</p>	<p>指定基準を定めるにあたり、事業の実施内容（実施するサービス事業の種別等）を一定確定させる必要があり、それに基づき実施するサービスの指定基準を定めることとなるため、同時の実施は、困難な状況です。</p> <p>また、基準（案）のパブリックコメント実施にあたり、総合事業実施要綱（案）を参考資料として添付しており全体像が把握できるよう必要な対応を行っておりますのでご理解くださいますようお願いいたします。</p>	1件
<p>現行の介護事業所が、現行相当サービスと緩和されたサービスAの両方のサービスを提供することが想定される。</p> <p>そうであるなら、介護事業所は、現行相当サービス提供のために現行基準の人員、設備を確保しなければならない。</p> <p>そのような中で、サービスAを提供する場合、サービスAの報酬は現行サービスより低下するために、事業所の収入が低下してくる。</p> <p>現在でも介護事業所の経営が厳しい中で、さらに経営を圧迫することにつながる。</p>	<p>ご指摘のような状況となる可能性がある一方で、要支援の認定者だけでなく、事業対象者（基本チェックリストで事業の利用が必要と判定されたもの）へサービス提供もできることから利用者の増加も想定されるため、一概にご指摘の状況になるとは言いがたいと考えますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	1件

<p>交野市が総合事業を実施するにあたっては、現行相当サービスのみを実施し、サービスAの実施を行わないようにすべきである。</p>	<p>地域の実情に応じて、多様なサービスを充実するという国の法改正の趣旨に則って、利用者のニーズに合わせた、現行の専門資格者による「現行相当サービス」と基準緩和型である「サービスA」の実施を考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>1件</p>
<p>市が想定されている日常生活支援総合事業の訪問型サービスA及び通所型サービスAのサービスを利用される方（対象となられる方）の人数は、どの程度と想定されていますか？</p> <p>又、今後5年程度の間での、対象となられる方の増減については、どのように想定されていますか？</p>	<p>平成29年度末における第1号訪問サービスは、375人程度と第1号通所サービスは、388人程度の利用者数を見込んでいます。</p> <p>また、今後5年程度の間での利用者については、第1号訪問サービスは、50人程度と第1号通所サービスは、130人程度の増加を見込んでいます。</p>	<p>1件</p>
<p>通所型サービスAで必ず行なわなければならない具体的なサービス内容を教えてください。</p>	<p>具体的には、機能訓練（元気アップ体操や運動機能向上に資する取組み）またはレクリエーション等（介護予防に資する取組み）となります。</p>	<p>1件</p>
<p>通所型サービスAを実施する場合、法人（社会福祉法人）の定款の変更は必要ですか？</p> <p>必要な場合、いつまでに、どのようにすれば良いのでしょうか？</p>	<p>第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」という老人福祉法の名称で規定している場合は、それぞれ「第1号訪問事業」「第1号通所事業」が含まれているため、定款の変更は必要ないと考えますが、所轄庁へご相談ください。</p>	<p>1件</p>

<p>通所型サービスAの設備基準について、その他必要な設備とは、どのような設備ですか？浴槽やトイレ、運動機器等他事業で使用している設備等の共用は可能ですか？</p>	<p>各基準の詳細部分（解釈）については、今後、内容が確定次第Q&A方式にてお示ししたいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>3件</p>
<p>必要なスペースについて、通所介護（介護予防通所介護）と通所型サービスAと明確に部屋又はパーテーション等で分けられないといけないのでしょうか？共用利用は可能か？ （利用定員枠は現行のサービスで届けているスペース以外でスペースを確保しなければいけないのでしょうか？通所介護及び介護予防通所介護の定員にみたしていない場合は、利用定員枠として利用しても良いか？）</p>		
<p>通所型サービスAの事業の職員配置に対して、15名未満：専従1名以上……。について通所型サービスAの事業を通所介護（介護予防通所介護）事業の併設事業として、フローアや設備を共用し、事業を一体的に行なうことは可能ですか？又可能な場合、介護予防通所介護の基準は通所型サービスAの基準をみたしていると思われ、障害者総合支援法の基準該当生活介護（障害者のデイサービス）と同じような解釈で、人員の取り扱いはできないものか？ 又は、現行の介護保険通所介護及び介護予防通所介護の人員基準については両事業の総利用者数に対して職員配置することで、基準をみたすことが出来ますが、通所型サービスAを含め、3事業の総利用者で、介護保険通所介護の人員基準をみたしていれば良いと（案）基準（解釈）の変更は可能ですか？</p>		